

平成 30 年 9 月 20 日

原子力規制委員会

委員長 更田 豊志 殿

幸福実現党

政務調査会エネルギー部会

原子力規制行政の適正化及び新規制基準適合性に係る審査の迅速化を求める要望書

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴い、北海道全域が停電する未曾有の事態が発生し、道民の安全、生活及び経済活動に深刻な影響を与えました。現在では停電は復旧したものの、依然として綱渡りの電力供給が続いており、冬季に再び停電が起きれば多くの人命が失われる可能性もあります。

全域停電が発生した直接的な原因については、電力広域的運営推進機関及び北海道電力が分析していますが、仮に震源から 100km 以上離れた泊発電所（震度 2）が再稼働していれば、全域停電は起きなかった可能性が高いとの専門家による指摘もあります。

さて、北海道電力は平成 25 年 7 月、泊発電所 1・2・3 号機の新規制基準への適合性審査を受けるため、「原子炉設置変更許可」、「工事計画認可」及び「保安規定変更認可」を一括して貴委員会に申請しました。しかし、5 年以上が経過した現在でも貴委員会が新規制基準への適合性を認めないため、世界最高水準の安全対策を具備しているにもかかわらず、北海道電力は泊発電所の再稼働ができない状況にあります。

適合性審査が遅々として進まない主な原因の一つは、貴委員会が後期更新世（約 12～13 万年前）以降の活動が否定できない場合には「将来活動する可能性のある断層等」と定め、そこには耐震設計上重要な建物・構造物等を設置できないとする基準を既存の原子力発電所に適用し、その議論に膨大な時間を費やしていることにあります。北海道電力は詳細かつ膨大な調査に基づき、泊発電所の地盤（敷地の地質・地質構造）における断層に「後期更新世以降の活動は認められない」としていますが、貴委員会の審査会合では、「後期更新世以降の活動を否定する証拠が十分でない」として、延々と議論を続けています。

しかし、後期更新世以降の活動を否定する証拠の有無によって、将来の断層等の活動可能性を予測することは科学的根拠に乏しく、これと地震の発生や被害程度との相関は必ずしも説明できず、したがって十分な耐震設計等を行うことが最善の地震対策であることから、貴委員会で議論している内容は、残念ながら、国家としての大局観を欠いた、技術専門家による議論のための議論であると言わざるを得ません。このような「堂々巡り」の議論は、学会等の場において研究者の興味として行うことは構いませんが、強制力を有する行政機関が行った場合には、多大な時間と費用の損失を招き、一方で、もっと重要で効果的な安全対策上の問題を見失うことにもつながります。

原子力基本法第 2 条第 2 項には、安全の確保について「確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生

命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする」とあり、また、原子力規制委員会設置法第3条においては、貴委員会の任務を「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること」と規定しています。しかし、貴委員会での断層等に係る議論は、「確立された国際的な基準を踏まえて」いるとは到底言えません。また、審査の長期化により莫大な経済的損失が発生し、国民の財産を毀損しているほか、電力の安定供給を阻害し、国民の生命、健康、我が国の安全保障を脅かすおそれもあることから、貴委員会の現状は、上記の法律に違反している可能性があります。

我が党は貴委員会の発足以降、現行の原子力規制行政及び貴委員会のあり方には重大な欠陥があり、これを見直すべきであることを訴えてきました。いかなる三条委員会であっても独善が許されるわけではなく、法に基づく行政を行うべきことはもちろん、その活動を監視する仕組みも必要であると考えます。このことについては、別途、内閣総理大臣に要望書を提出する予定です。

我が党は今冬に向けて、道民の生命、健康及び財産を守るためにも、速やかに泊発電所の全号機を再稼働し、少しでも停電のリスクを下げることを訴えています。その実現のために、我が党政務調査会エネルギー一部会として、泊発電所をはじめとする全国の原子力発電所の適合性審査に関する以下の対応を、貴委員会に強く求めるものです。

記

- 一、原子力基本法及び原子力規制委員会設置法に基づき、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資する原子力規制行政を行うこと。その実現のため、現行の基準等を適正化・合理化し、特定分野の技術論だけに固執することなく、大局を踏まえバランスの取れた適切な規制を行うこと。また、貴委員会の委員の個人的見解、興味及び裁量等を排除すること。
- 一、新規基準に係る適合性審査の判断基準及び業務プロセスを抜本的に見直し、徹底した迅速化を図ること。「堂々巡り」の無責任な議論に陥らないこと。また、報告書の誤字・脱字の探索や修正によって、原子力事業者及び原子力規制庁の職員の膨大な人的資源と時間を浪費している現状を改め、大局を踏まえて、本来の目的に資する効率的な審査を行うこと。

以上